

株 主 各 位

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社 **バ**Aーホールディングス

代表取締役会長兼社長 田代正美

第60期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報 (法令及び当社定款に基づくみなし提供事項)

第60期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、2017年6月12日よりインターネット上の当社ホームページ(<http://www.valorholdings.co.jp>)に掲載することにより、「第60期定時株主総会招集ご通知」から記載を省略した事項は、次のとおりでありますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

I. 事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 …………… 2ページ
(1) 業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要
(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の支配に対する基本方針 …………… 7ページ

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に
関する基本方針の概要
2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要
3. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び
事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
の内容の概要
4. 本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主
の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の
維持を目的とするものではないこと及びその理由)

II. 連結株主資本等変動計算書 …………… 11ページ

III. 連結計算書類における「連結注記表」 …………… 12ページ

IV. 株主資本等変動計算書 …………… 24ページ

V. 計算書類における「個別注記表」 …………… 25ページ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議内容の概要

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をコンプライアンス体制と位置づけ、以下の体制をとるものとする。

- ① コンプライアンス体制の基礎として取締役を含む全役職員の行動倫理を定めた「企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。また、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備及び維持、発展を図る。
- ② 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置き、全社的な内部監査を行なう。
- ③ 取締役及び監査室は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告し、また遅滞なく取締役会等にも報告する。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして「内部通報規程」を定め、同規程により内部通報制度の運用を行なう。
- ⑤ 監査等委員及び社外取締役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。全ての取締役は、必要に応じて、いつでも、これらの文書等を閲覧できる体制とする。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程として、「リスクマネジメント規程」を定める。この規程により、全社的な損失の危険（以下、リスクという）を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。また、監査室が必要に応じてリスクの管理状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告する体制とする。

4. 当社及び当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、取締役等という）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に掲げる体制により、当社及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- ① 取締役会は、当社及び当社の子会社の全役職員が共有する中期経営計画を策定する。

- ② 中期経営計画を達成するために、当社及び当社の子会社は、事業年度毎に年度事業計画（年度予算、年度行為計画）を策定し、全役職員で共有する。
 - ③ 当社及び当社の子会社の取締役は、年度事業計画を達成するために、具体的な施策、効率的な業務遂行体制を策定する。
 - ④ 当社及び当社の子会社の取締役は、年度事業計画を達成するために、具体的な施策、効率的な業務遂行体制を策定する。
 - ⑤ 当社及び当社の子会社の取締役は、職務に関する執行状況の報告や必要な情報収集を行い、必要に応じて改善策を策定する。
5. **当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

以下の体制によって当社並びに子会社から成る企業集団（以下、グループという）の業務の適正を確保し、当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制をとる。

- ① 当社の「企業倫理行動指針」をグループ全社に適用し、グループの取締役・職員一体となった遵法意識の醸成を図る。
 - ② グループ経営執行会議を設け、重要事項の承認、情報の共有化を図る。
 - ③ 「グループ関係会社管理規程」及び「グループ関係会社権限規程」を定め、その規程に基づいた一定の事項について、子会社は当社に報告することを義務付ける。また、一定の基準を満たすものについては、当社取締役会又はグループ経営執行会議への付議事項とする。
 - ④ 当社監査室がグループ全社に対する内部監査を実施する。
 - ⑤ 子会社の年度事業計画について、当社においてもその達成状況を定期的に管理し、必要な措置を講ずる。
 - ⑥ 当社の「内部通報規程」をグループ全社に適用し、当社の監査室をコンプライアンスに関するグループ全社の内部通報窓口とする。
 - ⑦ 当社グループは、反社会的勢力に対しては「企業倫理行動指針」に基づき、毅然とした態度で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持する。
6. **当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制**
- 当社の子会社には、当社の「リスクマネジメント規程」に準拠した規程を定め、損失の危機を管理する。また子会社は、当社の「グループ関係会社管理規程」に基づき、リスクに関する重要な事項について当社に報告する。
7. **当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

以下の体制により、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保する。

- ① 当社のコンプライアンス委員会の対象に、当社の子会社を含むものとする。
 - ② 当社のリスクマネジメント委員会の対象に、当社の子会社を含むものとする。
 - ③ 当社の監査室の監査対象に、当社の子会社を含むものとする。
 - ④ 当社及び子会社の取締役並びに当社の監査室は、子会社の法令違反や定款不適合を発見した場合は、当社の監査等委員会及び取締役会に報告しなければならない。
 - ⑤ 内部通報制度の対象は、当社のみならず子会社を含み、子会社の取締役や従業員も当社への内部通報等が出来るものとする。
 - ⑥ 当社の監査等委員及び社外取締役は、当社のみならず子会社の法令遵守体制や内部通報制度に問題があると認めるときには、取締役会で意見を述べて改善策の策定を求めることが出来るものとする。
8. **当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 以下の体制により、当社の監査等委員会がその職務を補助する使用人を求めた場合に対する事項及びその使用人の独立性並びに監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ① 監査等委員会は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、監査室長の命令を受けない。また、監査等委員会補助者の任命・評価・異動・懲戒は、監査等委員会の意見を徴し、これを尊重しなければならない。
 - ③ 監査室所属の職員は、監査等委員会から職務の補助を求められた場合は、忠実に指示命令に従わなければならない。監査等委員会の指示と監査室の方針が異なる場合は監査等委員会の指示命令が優先する。
9. **当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制**
- 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項があった場合には、速やかに報告する。
- また、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を定期的に報告する。報告の方法については、取締役と監査等委員会との協議によるものとする。また、監査等委員会は必要に応じていつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来る。
10. **当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制**

当社及び子会社の役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」における通報先は監査室に加え、監査等委員を含むものとする。また、グループ全社に適用する「内部通報規程」により、通報者・報告者は、不利益な取り扱いを受けない。

12. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部のアドバイザーを任用する費用の他、調査に必要な監査費用を請求した場合は、その費用を負担する。また、費用の前払いが必要なときは前払いを行う。

13. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することを求めることができるものとする。また、当社は、監査等委員会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受けられる機会を保証する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムに関する取り組み

当社は、会社法が定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針について、2016年6月30日開催の定時株主総会決議により当社が監査等委員会設置会社に移行したことを受け、同日開催の取締役会において修正決議をいたしました。

2. リスク管理体制に関する取り組み

当社は、2015年10月1日の持株会社への移行を機に、「リスクマネジメント部」を新設しました。当社グループが食品を中心とする小売業を営むことから、リスクマネジメント部には、お客様相談室、品質管理室、法務室を置き、グループ全体でのお客様情報、品質管理に関する情報の共有を目的とし、毎月「リスクマネジメントグループ会議」を開催し、グループ各社の情報共有に関する取り組みとともに、専門家を招いた勉強会の開催を継続しております。

また、このリスクマネジメントグループ会議には、常勤監査等委員及び監査室所属の社員も参加しております。

3. 取締役等の効率的な職務の執行に関する取り組み

当社は、2016年6月30日開催の定時株主総会終了後の取締役会において、監

査等委員会設置会社への移行したことを踏まえ、「取締役会規程」、「取締役会規程細則」を改訂し、当社及び当社子会社の取締役等の効率的な職務の執行に資する体制を継続しております。

4. グループ会社における業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、2016年6月30日開催の定時株主総会終了後の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行したことを踏まえ、「グループ経営執行会議規程」を改訂し、毎月開催されるグループ経営執行会議にて、当社及び当社子会社における重要事項について審議するとともに、グループ各社の情報を共有する体制を継続しております。

5. 監査体制に関する取り組み

当社は、2016年6月開催の定時株主総会において、監査等委員でない社内取締役10名と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）を選任しました。社外取締役を含む監査等委員である取締役4名は、就任後開催された全ての取締役会に出席し、適宜意見を述べるとともに、適宜開催される監査等委員会や、会計監査人、監査室所属の社員と監査等に関する情報共有の場を設けております。

会社の支配に対する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社株券等に対する大量買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かの判断も、最終的には当該株券等を保有する株主の皆様のご自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類する行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1) 企業価値の源泉

当社は創業時より企業理念を綱領として定めており、その全文は以下のとおりです。

「綱領

バローグループの全社員は実業人としての自覚を持ち、地域社会の繁栄と社会文化の向上に寄与せんことを期す。このために一人一人は「誠」をモットーとして業務に当たり、創造、先取り、挑戦の姿勢で目標を高く掲げ、強い団結の下に英知と努力をもって徹底的に力闘するものなり。」

この企業理念は創業者から現在の全ての役職員に受け継がれ、当社企業経営の礎となっております。当社グループは、社会情勢、経済情勢、自社グループの状況等に最も相応しい戦略で経営を行っております。創業以来50余年、一貫して増収を続けており、永年に亘って増益基調の業績で推移しているのもこの企業理念の実現を目指した経営戦略の成果であると認識しております。従って当社企業集団の企業価値の源泉はこの企業理念であると言えます。

(2) 企業価値向上に資する取組

上記の企業理念に基づき、当社は、①新規出店による企業規模拡大、②「製造小売業」への取組み、③「現場力強化」、の3点に注力し一層の企業価値向上を図っております。

中でも新規出店による企業規模拡大を最も重要な戦略として位置づけ、規模拡大をもたらす様々なマスマリットを追求するため、積極的な出店戦略を推進しております。その一方で、生産者や製造者、中間業者の機能を取り込む「製造小売業」への取組み強化による収益性の一層の向上、更には規模拡大や収益性向上を支えている営業店舗の接客力、販売力といった「現場力」の強化にも取り組んでおります。この「規模拡大」、「製造小売業」、「現場力強化」という3つの歯車をバランスよく巧みに組み合わせることにより、一層の企業価値を創造してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社のコーポレート・ガバナンスは、①的確で迅速な意思決定、②充実した経営監視体制、③経営の透明性、の3点を基本としております。

当社は、2015年10月1日付けにて持株会社体制に移行し、経営の意思決定・監督体制と事業の執行体制を分離いたしました。これにより効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに社外取締役を選任し、実効性のある高い監督体制の構築と透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

また、2016年6月30日には監査等委員会設置会社に移行し、社外取締役(いずれも独立役員)を過半数とする監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

更に経営の透明性を図るため、広報IR専任者を置き社内情報の適切な開示を行なっております。

3. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することが必要と考えております。

当社は、上記の理由により、2014年6月26日開催の当社第57期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買取防衛策）」(以下「本プラン」といいます。)への更新について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、2011年6月24日開催の当社第54期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、有効期間を2014年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買取防衛策）」(以下「旧プラン」といいます。)を導入しており、本プランは、旧プランの有効期間の満了に伴い、所要

の修正を加えたうえで更新されたものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.valorholdings.co.jp/>）で公表している2014年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

（1）本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社取締役会の代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

（2）大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、本プランにおいて定められた手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

（3）独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から

独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

(4) 情報公開

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から情報を受領した事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

4. 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記1の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
2. 企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
3. 株主意思を重視するものであること
4. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
5. 合理的な客観的要件の設定
6. 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,916	12,713	75,841	△2,596	97,875
会計方針の変更による累積的影響額			20		20
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,916	12,713	75,861	△2,596	97,895
連結会計年度中の変動額					
非支配株主との取引にかかる親会社の持分変動		9			9
剰 余 金 の 配 当			△1,942		△1,942
親会社株主に帰属する当期純利益			10,522		10,522
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△0		38	37
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	8	8,580	37	8,627
当 期 末 残 高	11,916	12,722	84,442	△2,558	106,522

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その 他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	368	△23	161	26	533	52	565	99,027
会計方針の変更による累積的影響額								20
会計方針の変更を反映した当期首残高	368	△23	161	26	533	52	565	99,047
連結会計年度中の変動額								
非支配株主との取引にかかる親会社の持分変動								9
剰 余 金 の 配 当								△1,942
親会社株主に帰属する当期純利益								10,522
自 己 株 式 の 取 得								△1
自 己 株 式 の 処 分								37
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	△3	23	△22	3	1	44	7	53
連結会計年度中の変動額合計	△3	23	△22	3	1	44	7	8,680
当 期 末 残 高	364	—	139	30	534	96	573	107,727

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 33社

主要な連結子会社の名称 株式会社バロー、中部薬品株式会社、株式会社ホームセンターバロー、株式会社アクトス

株式会社北信州きのこファーム及び株式会社コアサポートは、新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

株式会社公正屋は、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であった中部開発株式会社を、平成28年6月1日付で当社が吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社であった美多康（成都）商貿有限公司は、当連結会計年度に清算したため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

- (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

- (4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した関連会社の名称 山成商事株式会社、High-Pressure Support株式会社、株式会社アグリトレード、株式会社トーホーストア

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

関連会社である株式会社牧歌コーポレーション及びSEORO FOOD CO., LTD. は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

- (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、V-drug International CO., LTD. 及びV-drug Hong Kong CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

製 品……最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原 材 料……最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～40年

その他(器具及び備品) 5～8年

無 形 固 定 資 産……定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

長 期 前 払 費 用……定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金……当社及び連結子会社の一部は、顧客に付与したポイントの使用に基づく値引きに備えるため、当連結会計年度末の有効ポイント残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

未回収商品券引当金……当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後に、収益に計上したものに対する将来の回収見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度における期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を比較して有効性を判定しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②のれんの償却に関する事項

のれんは5年間及び6年間で均等償却しております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額に加算しております。

なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「デリバティブ評価損」については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	715百万円
機械装置	22百万円
土地	422百万円
計	<u>1,160百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	160百万円
1年内返済予定の長期借入金	69百万円
長期借入金	481百万円
物上保証	362百万円
計	<u>1,073百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 137,199百万円

3. 保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金及び金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示しております。

福井西部商業開発協同組合（連帯保証人16名）	362百万円
協同組合松岡ショッピングセンター（連帯保証人5名）	19百万円
計	<u>381百万円</u>

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

52,661,699株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月9日 取締役会決議	普通株式	971	19.00	平成28年3月31日	平成28年6月14日
平成28年11月4日 取締役会決議	普通株式	971	19.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日
計		1,942			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月9日 取締役会決議	普通株式	1,073	利益剰余金	21.00	平成29年3月31日	平成29年6月13日

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (千株)				当連結会 計年度末 残 高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	増加	減少	当連結会 計年度末	
当社	平成23年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	79	—	23	56	16
	平成27年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	80
合 計			79	—	23	56	96

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 平成27年ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間が到来しておりません。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、店舗の開設のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債の発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は、後述のリスク回避のために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社等に対し長期貸付を行っております。

差入保証金は、主に店舗の土地又は建物を賃借するためのものであり、契約先(地主又はデベロッパー)の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びリース債務は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね5年以内であります。借入の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

預り保証金は、当社グループの店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約満了時に返還が必要になります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を目的とした通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、財務経理部で取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

差入保証金の主なものについては、開発・資産管理部が契約先の保有する土地又は建物に抵当権を設定し、信用リスクを回避しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されており、財務経理部において四半期毎に時価や発行体の財務状況を把握することにより市場価格の変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規定に基づき、財務経理部において四半期毎に契約先と残高照合等を行っております。連結子会社に

についても同様に、デリバティブ取引管理規定に準じ、管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金、社債及び預り保証金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	14,818	14,818	－
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	7,241 △7		
	7,233	7,233	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,250	1,250	－
(4) 長期貸付金 貸倒引当金	794 △210		
	584	620	36
(5) 差入保証金	25,830	24,522	△1,307
(6) 支払手形及び買掛金	(36,718)	(36,718)	－
(7) 短期借入金	(16,954)	(16,954)	－
(8) 未払法人税等	(2,951)	(2,951)	－
(9) 社債（1年内償還予定を含む）	(10,100)	(10,041)	△58
(10) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	(49,190)	(49,956)	△765
(11) リース債務（1年内返済予定を含む）	(10,987)	(15,529)	△4,542
(12) 預り保証金	(5,879)	(5,786)	93

*負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	777	1,249	471
	債券	0	0	0
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1	1	△0
合 計		779	1,250	471

(注) 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

(4) 長期貸付金

時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 差入保証金

時価の算定方法は、元利金の合計額をリスクフリーの利率に預託先の信用度を調整した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債（1年内償還予定を含む）、(10) 長期借入金（1年内返済予定を含む）、並びに(11) リース債務（1年内返済予定を含む）

これらの時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) 預り保証金

時価の算定方法は、元利金の合計額をリスクフリーの利率に当社の信用度を調整した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額244百万円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	10,675	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,241	—	—	—
長期貸付金	16	129	295	354
差入保証金	1,232	3,162	5,874	16,480
合 計	19,165	3,291	6,169	16,834

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	40	30	20	10	10,000	—
長期借入金	17,678	10,172	7,568	6,382	6,644	743
リース債務	1,500	1,372	1,181	932	616	5,383
合計	19,218	11,575	8,770	7,325	17,260	6,127

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東海地方及び北陸地方を中心に賃貸用の商業施設（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
6,558	5,135

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額であります。また、当期に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

VI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,093円74銭
- 1株当たり当期純利益 205円83銭

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅷ. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社公正屋

事業の内容 スーパーマーケット事業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社公正屋は、山梨県東部においてドミナント戦略を採用し、地域に密着した食品スーパー5店舗を経営する有力企業です。当社グループは山梨県において、平成27年11月にSMバロー甲府昭和店を開設しておりますが、今回の株式取得によって、当該地域における営業基盤をより強固なものとし、収益改善に繋げる方針です。

③ 企業結合日

平成28年8月25日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式会社公正屋の株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年9月1日から平成29年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	751百万円
取得原価		751百万円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

仲介費用等 95百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

573百万円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却の方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	618百万円
固定資産	1,132百万円
資産合計	1,751百万円
流動負債	1,001百万円
固定負債	571百万円
負債合計	1,573百万円

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	株式会社バローホールディングス（当社）
事業の内容	グループ経営の統括・管理等
被結合当事企業の名称	中部開発株式会社（当社の連結子会社）
事業の内容	不動産の賃貸

② 企業結合日

平成28年6月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、中部開発株式会社（当社の連結子会社）を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社バローホールディングス（当社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

不動産管理会社である当社完全子会社の中部開発株式会社を吸収合併することにより、当社グループの経営資源を集約し、経営の効率化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
					建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	11,916	12,670	50	12,720	322	68	27,700	11,083	39,175
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△1,942	△1,942
建 物 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△4		4	—
別 途 積 立 金 の 積 立							300	△300	—
当 期 純 利 益								2,547	2,547
自 己 株 式 の 取 得									
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	—	△4	300	309	605
当 期 末 残 高	11,916	12,670	49	12,720	322	64	28,000	11,393	39,780

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△2,596	61,216	207	207	52	61,477
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△1,942				△1,942
建 物 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—				—
別 途 積 立 金 の 積 立		—				—
当 期 純 利 益		2,547				2,547
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1				△1
自 己 株 式 の 処 分	38	37				37
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			86	86	44	130
事業年度中の変動額合計	37	642	86	86	44	772
当 期 末 残 高	△2,558	61,859	293	293	96	62,249

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …………… 定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～40年

構 築 物 10～30年

器具及び備品 5～8年

無 形 固 定 資 産 …………… 定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

長 期 前 払 費 用 …………… 定額法

リ ー ス 資 産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末の負担すべき支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末の負担すべき支給見込額を計上しております。
ポイント引当金	顧客に付与したポイントの使用に基づく値引きに備えるため、当事業年度末の有効ポイント残高のうち、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。
未回収商品券引当金	当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後に、収益に計上したものである将来の回収見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定に当たり、退職給付債務見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

6. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取手数料」、「補助金収入」及び「デリバティブ評価益」については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「デリバティブ評価損」については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 78,403百万円

2. 保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金及び金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示しております。

福井西部商業開発協同組合（連帯保証人16名）	362百万円
協同組合松岡ショッピングセンター（連帯保証人5名）	19百万円
計	<u>381百万円</u>

子会社である株式会社ダイエンフーズ、株式会社バローファーム海津及び株式会社北信州きのこファームの金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

借入金 844百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	5,683百万円
長期金銭債権	143百万円
短期金銭債務	30,117百万円
長期金銭債務	1,591百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入	27,122百万円
販売費及び一般管理費	2,154百万円
営業取引以外の取引	801百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,529,642株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	15百万円
未払事業税及び地方法人特別税	41百万円
退職給付引当金	609百万円
役員退職慰労引当金	160百万円
貸倒引当金	401百万円
減損損失	1,303百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,281百万円
資産除去債務	1,005百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
その他	426百万円
繰延税金資産小計	5,243百万円
評価性引当額	△1,879百万円
繰延税金資産合計	3,364百万円
繰延税金負債	
建物圧縮積立金	△28百万円
その他有価証券評価差額金	△78百万円
固定資産評価益	△628百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△465百万円
繰延税金負債合計	△1,200百万円
繰延税金資産(負債)の純額	2,164百万円

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、店舗の建物、車両等であります。

VII. 退職給付関係に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	2,131百万円
② 未認識数理計算上の差異	<u>△130百万円</u>
③ 退職給付引当金	2,000百万円

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	193百万円
② 利息費用	14百万円
③ 数理計算上の差異の費用処理額	4百万円
④ その他(注)	<u>158百万円</u>
⑤ 退職給付費用(①+②+③+④)	371百万円

(注) 「④その他」は確定拠出年金への掛金であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付債務の期間配分方法	給付算定式基準
② 割引率	0.5%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10～15年

発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住 所	資本金	議 決 権 等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	中部薬品㈱	岐阜県 多治見市	1,441	直接所有 100.0%	資金の貸付 及び借入 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 資金の借入 (注1) 受取利息 支払利息	2,217 451 3 0	関係会社 短期貸付金 関係会社 短期借入金	7,515 —
	㈱アクトス	岐阜県 多治見市	80	直接所有 100.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 受取利息	1,675 3	関係会社 短期貸付金	2,449
	中部流通㈱	岐阜県 多治見市	52	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1) 支払利息	2,590 4	関係会社 短期借入金	3,553
	中部フーズ㈱	岐阜県 多治見市	95	直接所有 100.0%	資金の貸付 及び借入 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 資金の借入 (注1) 受取利息 支払利息	4 1,564 0 2	関係会社 短期貸付金 関係会社 短期借入金	— 2,590
	メンテックス㈱	岐阜県 多治見市	20	間接所有 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注1) 支払利息	3,741 6	関係会社 短期借入金	4,063
	㈱タチャ	愛知県 名古屋市中 天白区	30	直接所有 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注1) 支払利息	6,334 10	関係会社 短期借入金	7,158
	㈱パロー	岐阜県 多治見市	100	直接所有 100.0%	資金の貸付 及び借入 不動産の賃 貸 収納代行及 び支払代行 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 資金の借入 (注1) 受取利息 支払利息 営 業 収 入 (注2) (注3)	16,463 36 27 0 14,720	関係会社 短期貸付金 関係会社 短期借入金 未収入金 立替金 未払金	15,137 — 1,431 3,131 24,730
	㈱ホームセンター パロー	岐阜県 多治見市	100	直接所有 100.0%	資金の貸付 不動産の賃 貸 収納代行及 び支払代行 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 受取利息 営 業 収 入 (注2,3) (注3)	5,638 9 3,542	関係会社 短期貸付金 未収入金 立替金 未払金	5,032 381 473 4,888

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 「資金の借入」及び「資金の貸付」は、CMS（キャッシュ・マネジメン
ト・システム）に係るものであり、利率は全銀協日本円T I B O Rに基づき
合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しておりま
す。
2. 「不動産の賃貸」の取引条件は、市場の実勢価格を勘案して価格を決定して
おります。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含め
ております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,215円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 49円83銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. 企業結合等に関する注記

連結注記表「企業結合等に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。